

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 7 月 21 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

産業政策課

監査結果公表日 令和 4 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 22 号）

措置結果通知日 令和 5 年 7 月 4 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>なら工芸館施設使用料及び備品使用料については、収納事務を指定管理者に委託しており、収納した使用料は速やかに収納代理金融機関に入金されていたが、使用料の調定に必要な入金情報の報告は 1 か月分まとめて提出されるため、所管課は、収納された使用料の調定を 1 か月分まとめて行っていた。</p> <p>所管課は、入金後速やかに指定管理者から調定に必要な入金情報の報告を受けた上で、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 12 条の規定に基づき、速やかに事後調定された。</p>	<p>なら工芸館施設使用料及び備品使用料については、令和 5 年 2 月以降、使用料の入金後、速やかに当該入金情報を指定管理者に報告させ、事後調定を行うよう改善した。</p>

交通バリアフリー推進課

監査結果公表日 令和 5 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 5 年 7 月 10 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>予算額が 1,000 万円以上の妊婦外出支援タクシー事業委託において、予定価格の決定を課長が行っていた。</p> <p>これは、当該委託が単価契約の方法により締結されていることから、予定価格の決定者を 1 回当たりの単価で判断したことによるもので</p>	<p>予算額が 1,000 万円以上の令和 5 年度奈良市タクシー利用促進事業委託に係る契約を単価契約の方法で締結するに当たり、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領に基づき、予定価格の決定を次長職職員が行いました。</p>

あった。

予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領（平成 23 年 9 月 1 日施行）第 3 条第 2 号に、1 件の見積金額が 1,000 万円以上の契約における予定価格の決定者は次長職以上と規定されており、単価契約の場合、1 件の見積金額を予算額に読み替えて運用されていることから、当該予定価格の決定者は次長職以上となる。

同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。

北部出張所

監査結果公表日 令和 5 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 7 号）

措置結果通知日 令和 5 年 7 月 14 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>長期継続契約で締結されている自家用電気工作物施設保安管理業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。</p> <p>長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。</p> <p>適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>自家用電気工作物施設保安管理業務委託において、令和 5 年 4 月 1 日に締結した 5 年間の長期継続契約の契約書に「発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。」との条項を明記した上で、契約事務を行いました。</p>